

# 岐阜県医師国民健康保険組合からのご案内

以下の方は、医師国民健康保険組合へ加入できる可能性があります！

- ✓ 非常勤医師で市町村国保に加入されている方
- ✓ 非常勤医師で社会保険の任意継続に加入されている方



## 医師国民健康保険組合に加入できる条件

### 1. 組合員（医師）

- (1) 岐阜県内の医療機関で、医療及び福祉の事業又は業務に従事する岐阜県医師会会員である者。
- (2) 岐阜県、富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県の区域内の市町村に住所を有する者。
- (3) 社会保険等の適用を受けていない者。

### 2. 家族

- (1) 組合員と同じ世帯に属する者。

※学生は組合員と住所が別であっても「法第 116 条該当届」を届け出ていただくことで加入可能。

## 他保険と比較したメリット

### 1. 保険料（令和 7 年度）が比較的安価であること（当組合の保険料詳細は、裏面をご覧ください）

#### 例 1 給与収入 1,000 万円で 1 人加入した場合（40 歳未満もしくは 65 歳以上の方）

岐阜市の年間保険料 858,590 円 ← 市町村国保の賦課限度額は 92 万円です。

社会保険の任意継続<sup>※1</sup> 381,312 円 ← 標準報酬月額を 32 万円と仮定（31,776 円×12 ヶ月）

当組合の年間保険料 462,000 円 ← 家族が増えるごとに増額となります。

#### 例 2 給与収入 1,000 万円で 1 人加入した場合（40～64 歳で介護保険料がかかる方）

岐阜市の年間保険料 1,000,640 円 ← 市町村国保の賦課限度額は 109 万円です。

社会保険の任意継続<sup>※1</sup> 442,368 円 ← 標準報酬月額を 32 万円と仮定（36,864 円×12 ヶ月）

当組合の年間保険料 534,000 円 ← 家族が増えるごとに増額となります。

#### 例 3 給与収入 500 万円で 1 人加入した場合（40～64 歳で介護保険料がかかる方）

岐阜市の年間保険料 563,080 円

社会保険の任意継続<sup>※1</sup> 442,368 円 ← 標準報酬月額を 32 万円と仮定（36,864 円×12 ヶ月）

当組合の年間保険料 534,000 円 ← 家族が増えるごとに増額となります。

※ 1 社会保険の任意継続は、令和 4 年 1 月 1 日より、2 年に満たなくても年金事務所に申請することにより脱退が可能となりました。

なお、当組合より保険料が安い場合は任意継続が切れる頃に検討をお願いします。

### 2. 保健事業等が充実していること

当組合では、特定健診費用の全額補助、健康診断費用の一定額補助、傷病手当金（入院 8 日目から 1 日 6,000 円の給付）等の補助制度があります。

### 3. 岐阜県医師会入会のメリット

各種講習会・研修会を開催し、生涯学習の場を提供していることや、医師賠償責任保険の団体契約を取り扱っており、割引価格での加入が可能です。

## 他保険と比較したデメリット

1. 自家診療における給付制限があること
2. 家族が多いと保険料が割高になることがある



# 保険料

## ① 保険料額

- 当組合の保険料は種別による均等割で、1人1か月あたり下表の額を納入いただきます。
- 40歳～64歳（介護保険第2号被保険者に該当）の方は、医療保険料に介護保険料を合算した額を納入いただきます。
- 令和8年4月より18歳以上の方には子ども・子育て支援金を合算した額を納入いただきます。

種 別	医療保険料			介護保険料 (40歳～64歳の方)	子ども・子育て 支援金 (18歳～74歳)	後期高齢者 組合員 保険料
	①	②	①+②			
	医療給付費 保険料	後期高齢者 支援金等 保険料	合計			
第Ⅰ種組合員	33,000円	5,500円	38,500円	6,000円		—
第Ⅱ種組合員	12,000円	5,500円	17,500円	6,000円		—
第Ⅰ・Ⅲ種組合員 家 族	12,000円	5,500円	17,500円	6,000円		—
第Ⅱ種組合員 家 族	8,000円	5,500円	13,500円	6,000円		—
第Ⅲ種組合員	—	—	—	—	—	4,000円

- 被保険者の資格を取得した場合は、資格取得日の属する月から保険料を徴収します。
- 被保険者の資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する月は保険料を徴収しません。
- 被保険者の方が出産した場合は、出産月の前月から出産月の翌々月まで4か月分の保険料が免除されます。  
多胎妊娠の場合は出産月の3か月前から6か月相当分が免除されます。

## ② 保険料の納入方法

- 保険料の納付は、預金口座振替依頼書により指定した口座からの自動振替を原則とします。
- 指定できる預金口座について詳しくは医師国保までお問い合わせください。
- 組合員が指定する預金口座から、第Ⅰ・Ⅲ種組合員、およびそれらの家族分を毎月一括して引き落とします。
- 保険料は、毎月、当月分を引き落とします。

岐阜県医師国民健康保険組合

〒500-8510

岐阜市薮田南三丁目5番11号 岐阜県医師会館2階

電話 058-274-1120 FAX 058-274-6293

岐阜県医師国保組合

検索

<http://gifuikoku.gifu/med/or.jp>

